

定期監査結果報告書

日 監 第 4 号
令和 3 年 2 月 1 2 日

日野町長 堀江 和博 様
所属長 農林課長 様

日野町代表監査委員 東 源一郎
日野町 監査委員 西澤 正治

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき実施した監査の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査日時および
監 査 場 所 令和3年1月26日(火)午後2時00分～午後3時10分
日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 農林課
4. 監 査 対 象 農林課の分掌する事務全般および下記の事業について
○中山間地等直接支払交付金の取り組み状況と課題について
○町の農業振興と日野町農業再生協議会との関わりについて
5. 監 査 手 続 令和2年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 中山間地等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地を維持管理していくために集落等で取り決めに締結し、農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付する制度である。平成12年度から制度化されたものであるが、町での実績はなく、令和3年度から急傾斜地(1/20以上)の農用地が1ha以上ある13集落のうち8集落での取り組みを予定している。対象面積が少なく、集落内農家間での調整が難しいとの意見もあり、緩傾斜地(1/100以上)への取り組みの拡大についても検討し、制度の有効利用を図られたい。

農業再生協議会は、経営所得安定対策の有効活用と水田農業の活性化・生産力の増大に資するための事業を推進し、地域農業の振興を目的として運営されている。農作物に関係する農業者に対する国の補助金の申請窓口事務を担っているが、生産調整で農業者に対する強制力がないため、転作率を遵守している地区(経営体)とそうでない地区(経営体)とで不公平感が生じている。行政も関わり、一定歯止めを掛ける必要性があるのではないかと検討されたい。